



郡山市内での引越の方へ

転居

R8.10.1現在



郡山市内で転居された方の主な手順のご案内です。

※本人もしくは同世帯の方以外が転居届をする場合、委任状が必要です。

その他手順に関することや、詳しい内容については担当課へお問合せください

詳しくは
郡山市ウェブサイトへ

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口				
			担当課	行政 センター	郡山市民 サービスセンター 火～金曜日 10時～ 16時30分 左記以外 ※月曜休館	緑ヶ丘 市民 サービス センター	
共通	□ 転居届	□本人確認書類(運転免許証など) □委任状(代理人が手続する場合) □マイナンバーカード	市民課 (西庁舎1階) 024-924-2131	○	○	×	○
※1「△」は、転居届がお済みの方は手続できます。							
転居届時もしくは 転居手続後	□ 印鑑登録	●手続不要です	市民課 (西庁舎1階) 024-924-2131				
	□ 在留カード	●記載事項の変更手続をしてください □在留カードまたは特別永住者証明書					
	□ マイナンバーカード (取得している方)	●記載事項の変更手続をしてください □マイナンバーカード □暗証番号 ※代理人による手続は必要書類が異なります ※詳しくはお問合せください	マイナンバー活用課 マイナンバー カードセンター (西庁舎1階) 0570-666-252	○	○ 10時～ 19時	△※1 10時～ 19時 第3土曜 日の翌日 は除く	○
	□ マイナンバーカードの 署名用電子証明書 (利用している方)	●引き続き利用を希望する方は再発行が 必要です □マイナンバーカード □暗証番号 ※代理人による手続は必要書類が異なります ※詳しくはお問合せください		○	○ 10時～ 19時	△※1 10時～ 19時 第3土曜 日の翌日 は除く	○
こども	□ 児童手当 ※お引越しの日の翌日から数えて15 日以内の届出が必要です	●受給者(保護者の方)と児童が①同居から 別居、②別居から同居に変更となる場合 は、届出が必要です	子育て給付課給付係 (ニコニコこども館2 階) 024-924-2411	○	○	×	○
	□ こども医療費助成	●住所変更の手続をしてください □受給資格者証 □こどものマイナ保険証または資格確認書等		○	○ (即日交付 不可)	×	○ (即日交付 不可)
	□ 児童扶養手当	●住所変更の手続をしてください □児童扶養手当証書 等 (詳しくはお問合せください)		○	×	×	×
	□ ひとり親家庭医療費助成	●住所変更の手続をしてください □受給資格者証		○	×	×	×
	□ 妊産婦健診	●手続不要です	こども家庭課 母子保健係 (ニコニコこども館3 階) 024-924-3691				
	□ 乳幼児健診	●手続不要です					
	□ 小児慢性特定疾病	●住所変更の手続をしてください □小児慢性特定疾病医療受給者証					
	□ 予防接種	●手続不要です	保健所 保健・感染症課 024-924-2163				
	□ 保育所・幼稚園・こども園	●担当課へお問合せください	保育課 (西庁舎3階) 024-924-3541				
		□ 学校	●異動通知書をお渡しします。転出校と転 入校に提出してください。 ※異動通知書(転入校宛)は、転出校からの在 学証明書等と一緒に転入校へ提出してください	学校教育推進課 (本庁舎5階) 024-924-2431	○	○	×
国保	□ 国民健康保険	●変更の手続をしてください □国保の資格確認書 (70～74歳の方は高齢受給者証も) □写真付公的本人確認書類 □マイナンバーが確認できるもの ※2限度額認定証は変更の手続が必要です	国民健康保険課 (西庁舎1階) 024-924-2141	○	△※1 10～19時 (高齢受 給者証は 即日交付 不可) ×※2	△※1 同左 ×※2	○ (高齢受 給者証は 即日交付 不可) ×※2

(裏面につづく)

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口			
			担当課	行政 センター	郡山市民 サービスセンター 火～金曜日 10時～ 16時30分	緑ヶ丘 市民 サービス センター 土曜以外 ※月曜休館
国 保	☐ 後期高齢者医療	●変更の手続をしてください □後期高齢者の資格確認書 ※特定疾病療養受療証も変更の手続が必要です (該当者のみ)	国民健康保険課 後期高齢者医療係 (西庁舎1階) 024-924-2146	○	×	×
年 金	☐ 国民年金 (年金を受給している方)	●住所変更の手続が必要な方と不要な方が いますので担当課へお問合せください	国民健康保険課 (西庁舎1階) 024-924-2141	○	×	×
介 護	☐ 介護保険	●住所変更の手続をしてください □介護保険被保険者証 (認定を受けている方は、その他各種証書等も)	介護保険課 (本庁舎1階) 024-924-3021	○	○	● 預かり
障 が い 福 祉	☐ 各種障がいなどの手帳	●変更の手続をしてください □各種障がいなどの手帳 □マイナンバーカードまたは通知カード＋ 本人確認書類	(身体・知的障がい) 障がい福祉課 (本庁舎1階) 024-924-2381	○ (富田以 外) ※身体障 害者手帳 のみ	×	×
	☐ 各種障がい者手当	●担当課へお問合せください	(精神障がい) 保健所 保健・感染症課 024-924-2163			
	☐ 重度心身障がい者医療費助成	●変更の手続をしてください □各種障がいなどの手帳 □マイナンバーカードまたは通知カード＋ 本人確認書類 □受給者証		○ ※精神障 がいは除 く	×	×
	☐ 障害福祉サービス受給証	●担当課へお問合せください				
	☐ 自立支援医療	●担当課へお問合せください ①更生医療 … 障がい福祉課 ②育成医療 … こども家庭課 母子保健係 ③精神通院医療 … 保健所 保健・感染症課	①障がい福祉課 (本庁舎1階) 024-924-2381 ②こども家庭課 母子保健係 (ニコニコこども館3 階) 024-924-3691 ③保健所 保健・感染症課 024-924-2163			
	☐ 指定難病医療費受給者証	●担当課へお問合せください	保健所 保健・感染症課 024-924-2163			
そ の 他	☐ 水道	●水道の使用開始の手続をしてください ●前任所の水道を利用しない場合は、水道の使 用中止の手続も必要です 詳細は担当課へお問合せください (土・日曜日、祝休日を除く3日前までに行っ てください) ※電話でも手続できます	上下水道局 お客様サービスセン ター 024-932-7641			
	☐ ごみ	●資源とごみの収集カレンダーを配布しています (市民課でも取り扱っております)	(資源とごみの収集カレン ダー配布、無料手続関係) ごみ減量推進課 024-924-2181	○	○	○
		●引っ越しに伴う一時的な多量ごみは、クリー ンセンターに自己搬入(手続をすると無料とな るものもあります)するか一般廃棄物収集運搬 許可業者に処理を依頼してください	(自己搬入関係) 資源循環課 024-924-2751 (西庁舎4階)	○	×	×
	☐ 原付・小型特殊自動車	●変更の手続をしてください □標識交付証明書	市民税課 (西庁舎2階) 024-924-2081	○ (富田以 外)	×	×
	《その他の車種にかかるお問合せ》 ①普通自動車 二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク) 二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下のバイク) ②三輪以上の軽自動車		① 東北運輸局福島運輸支局 福島市吉倉 050-5540-2015 ② 軽自動車検査協会コールセンター 福島市吉倉 050-3816-1837			
	☐ 飼い犬	●住所変更の手続をしてください ※詳しくは担当課へお問合せください	保健所 生活衛生課 024-924-2157			
	☐ 町内会に関すること	●担当課へお問合せください	市民・NPO活動推進 課 (西庁舎3階) 024-924-3471			
	☐ 市営住宅	●郡山市営住宅管理センターへ お問合せください	郡山市営住宅管理センター (本庁舎3階) 024-924-7100			
	☐ 市営墓地に関すること	●東山霊園一般墓所をお持ちの方は住所変更の 手続が必要です。担当課へお問い合わせくだ さい。	東山霊園管理事務所 024-955-2107			